

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	日高川町 健康増進関連事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日高川町は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

和歌山県日高川町長

## 公表日

令和4年3月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関連事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、住民の健康の増進を図るため健康教育、健康相談、訪問指導及び次に掲げる健康増進事業を実施する。 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④特定健康診査非対象者に対する健康診査 ⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導 ⑥がん検診 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が当該事業の対象者であるか否かの確認
③システムの名称	・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)生活習慣病健診情報ファイル (2)保健指導情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項 番号法別表第一命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	日高川町総務課 和歌山県日高郡日高川町土生160番地 TEL 0738-22-1700
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	日高川町総務課 和歌山県日高郡日高川町土生160番地 TEL 0738-22-1700

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	新規追加		新様式によるリスク対策の追加
令和1年6月27日	IIしきい値判断項目	平成28年8月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和4年3月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	健康増進法に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するために行っている。また、各種の利用申込、受診券の発行、事業の提供、事後指導・結果管理などを行っている。  ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 (1)生活習慣相談等その他健康増進事業の実施履歴の管理 (2)健康増進法による健康増進事業の対象者の把握	健康増進法に基づき、住民の健康の増進を図るため健康教育、健康相談、訪問指導及び次に掲げる健康増進事業を実施する。 ①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④特定健康診査非対象者に対する健康診査 ⑤特定健康診査非対象者に対する保健指導 ⑥がん検診 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務等で取り扱う。 健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が当該事業の対象者であるか否かの確認	事前	
令和4年3月7日	I 関連情報 2. 個人情報ファイル名	(1)住民健診情報ファイル (2)保健指導情報ファイル	(1)生活習慣病健診情報ファイル (2)保健指導情報ファイル	事前	
令和4年3月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 76項 平成26年内閣府・総務省令第5号第54条	番号法第9条第1項 別表第一 76項 番号法別表第一命令 第54条	事前	
令和4年3月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】17,18,19項 【情報照会】行わない	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	
令和4年3月7日	IIしきい値判断項目	令和1年6月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	